

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第四十二号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（農林水産事務所長への委任） 第十三条（略） 一六十六（略） 六十七（略） （一）一件の請負対象設計金額が二億三千万円以上の工事の予定価格の決定、指名競争入札の入札人の指名及び随意契約の相手方の決定 （二）・（三）（略） 六十八―七十（略） （建設事務所長への委任） 第十六条（略） 一七十六（略） 七十七（略） （一）一件の請負対象設計金額が二億三千万円以上の工事の予定価格の決定、指名競争入札の入札人の指名及び随意契約の相手方の決定 （二）・（三）（略） 七十八―百十一（略） （広島港湾振興事務所長への委任） 第十七条（略） 一二二（略） 二三（略） （一）一件の請負対象設計金額が二億三千万円以上の工事の予定価格の決定、指名競争入札の入札人の指名及び随意契約の相手方の決定 （二）・（三）（略） 二十四―二十九（略） 1・2 附則（略）	（農林水産事務所長への委任） 第十三条（略） 一六十六（略） 六十七（略） （一）一件の請負対象設計金額が一億五千万円以上の工事の予定価格の決定、指名競争入札の入札人の指名及び随意契約の相手方の決定 （二）・（三）（略） 六十八―七十（略） （建設事務所長への委任） 第十六条（略） 一七十六（略） 七十七（略） （一）一件の請負対象設計金額が一億五千万円以上の工事の予定価格の決定、指名競争入札の入札人の指名及び随意契約の相手方の決定 （二）・（三）（略） 七十八―百十一（略） （広島港湾振興事務所長への委任） 第十七条（略） 一二二（略） 二三（略） （一）一件の請負対象設計金額が一億五千万円以上の工事の予定価格の決定、指名競争入札の入札人の指名及び随意契約の相手方の決定 （二）・（三）（略） 二十四―二十九（略） 1・2 附則（略） 3 第十三条、第十六条及び第十七条の規定の適用については、平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間、第十三条第五十九号中「一億円」とあるのは「二億円」と、

	同条第六十二号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十六条第六十八号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第七十二号(三)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十七条第十七号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第十八号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」とする。 4 第十六条及び第十七条の規定の適用については、令和五年三月三十一日までは、第十六条第七十七号(一)及び第十七条第二十三号(一)中「一億五千万円」とあるのは、「三億円」とする。

附 則
この規則は、令和八年八月一日から施行する。